

第4章 城山公園（堀之内地区）整備の基本方針

第1節 既存の城山公園（堀之内地区）整備計画等

（1）既存の城山公園（堀之内地区）整備計画等

本市では、城山公園（堀之内地区）の整備について、これまで以下の計画等を策定している。

① 城山公園（堀之内地区）整備計画（以下「堀之内整備計画」という。）

堀之内公園整備計画検討委員会（愛媛県）が平成7年に示した「堀之内公園（松山城三之丸跡）将来構想」に則り、城山公園（堀之内地区）整備計画検討委員会（平成10年設置）が平成12（2000）年に策定。整備計画の範囲や整備方針、整備のゾーニングやⅠ～Ⅲ期にわたる事業計画を示した。

② 城山公園（堀之内地区）整備基本計画（以下「堀之内整備基本計画」という。）

平成16（2004）年に策定。「堀之内整備計画」の内容について具体的に検討し、これまでの発掘調査成果による遺構面の高さや公園の現状、課題の確認により、遺構の保護方法や公開施設などの整備方針を追加し、事業計画の見直しを行った。

③ 城山公園（堀之内地区）整備基本設計（以下「堀之内整備基本設計」という。）

平成19（2007）年に設計。史跡松山城跡整備検討委員会（平成15年設置）の意見・指摘を受け、「堀之内整備基本計画」について基本設計業務の中で回遊動線や景観・意匠・空間構成の基本方針、施設配置、堀之内地区の歩行者・車両動線などを補足・再検討し、ゾーニング及び事業計画の見直しを行った。第2期整備の具体的内容も一定示した。

（2）史跡松山城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）

令和元（2019）年に策定。史跡松山城跡の保存・活用・整備・運営体制について現状と課題を整理し、今後の三之丸地区（＝堀之内地区）の第2期整備について、「史跡と都市公園の調和」と「史跡を生かした教育や学習の場としてのより一層の活用」を意識した「多面的な活用を想定した整備」とすることとした。

以上の経緯から、本計画は、「保存活用計画」を基に、既存の計画等を踏まえて策定するものとする。

表10 既存の城山公園（堀之内地区）整備計画等一覧

策定年	策定年	委員会等
城山公園（堀之内地区）整備計画	平成12（2000）年	城山公園（堀之内地区）整備計画検討委員会
城山公園（堀之内地区）整備基本計画	平成16（2004）年	史跡松山城跡整備検討委員会
城山公園（堀之内地区）整備基本設計 ※計画の補足・再検討	平成19（2007）年	史跡松山城跡整備検討委員会
史跡松山城跡保存活用計画	令和元（2019）年	史跡松山城跡保存活用計画検討専門委員

第2節 城山公園（堀之内地区）整備の基本理念と基本方針

「保存活用計画」に示す大綱と整備の基本方針を本計画の対象地である堀之内地区の視点から整理し、以下のように城山公園（堀之内地区）整備の基本理念及び基本方針を改めて定める。

（1）整備の基本理念

- 松山城跡の確実な保護と次世代への継承
- 松山城跡の本質的価値の積極的な公開・活用
- 市民をはじめ国民の文化的活動への寄与と保護意識の高揚

※松山城跡の本質的価値とは 〇 P8

（2）整備の基本方針

① 史跡の本質的価値の保存のための整備

- 松山城跡の本質的価値の保存を前提として、来園者の安全を確保した整備を行う。
- 松山城跡の本質的価値を市民をはじめ国民が協力して保存・活用していけるよう、史跡に触れる機会を創出する。
- 松山城跡の本質的価値の保存及び向上のため、学術的調査を継続的に実施する。

② 史跡の本質的価値の的確な伝達のための整備

- 松山城跡の本質的価値が正しく認識されるよう、学術的調査の成果に基づいた整備を行う。
- 既に整備が完了している箇所や本丸跡、二之丸跡（二之丸史跡庭園）の整備内容と整合性の取れた整備を行う。

③ 多様な活用を想定した整備

- 休息ができ、鑑賞や散策、軽スポーツなどを楽しめる総合公園として整備を行う。
- 松山城跡への関心や保護意識が高まる歴史公園として整備を行う。
- 学校教育や生涯学習の場として活用できる整備を行う。
- 観光資産として活用できる整備を行う。
- 災害時に地域住民や来園者が指定緊急避難場所として利用できる整備を行う。

④ 安全で快適な環境の整備

- 松山城跡の景観保全や眺望に配慮するとともに、バリアフリーや災害安全の考えも取り入れた便益施設や休養施設、管理施設などを設置し、来園する全ての人々が、安全で快適に利用できる整備を行う。